

令和4年度千葉県介護サービス事業所 ICT導入支援事業費補助金 Q&A

対象期間

Q 1－1 年度途中からタブレット等のリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から1年間か、それとも当該年度末までか。

A 1－1 リースの場合は一定期間ごとのリース代の支払いが想定されるが、実施要綱上、当該年度中の経費を補助対象としているため、当該年度の3月末までの経費が対象になります。

Q 1－2 介護ソフトの5年間の使用权（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費として扱って良いか。それとも按分して当該年度の3月末までの経費を補助対象経費とすべきか。

A 1－2 使用权（ライセンス）購入型の介護ソフトは、使用期限はあるものの、購入時に一括して費用を支払うものであり、性質としてはパッケージ型介護ソフトの購入と同質であると考えられることから、初年度に全額を補助対象経費として扱って差し支えありません。

Q 1－3 クラウドサービス導入時の初期費用や、タブレットなどのリースの初期費用は補助対象となるか。

A 1－3 導入時の設定に要する費用と考えられるため、対象経費に該当します。

Q 1－4 クラウドサービスは1年で、オンプレ版はメーカーによっては5年間使用权もありますが補助対象となるか。

A 1－4 クラウドサービスは当該年度支出した経費が対象ですが、オンプレ版5年間分の使用权を当該年度中に一括して購入した場合は、一括購入の費用は補助対象となります。

Q 1－5 交付決定前に購入した介護ソフト等も補助の対象になるか。

A 1－5 交付決定前に購入又はリース・レンタル契約を締結したものは補助対象になりません。

対象事業所

Q 2－1 有料老人ホームは対象になるか。

A 2－1 介護付き有料老人ホームは特定施設であるため対象になりますが、指定を受けていない住宅型有料老人ホームは対象になりません。

Q 2－2 在宅系サービス（訪問看護等）は対象になるか。

A 2－2 介護サービス事業所に該当すれば対象になります。

Q 2－3 サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）は対象となるか。

A 2－3 特定施設に指定されたサ高住であれば対象となります。

Q 2－4 宗教法人でも対象となるか？

A 2－4 宗教法人であっても介護事業者番号がある介護事業所であれば対象です。

Q 2－5 同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した1事業所として計2事業所として計算すべきか。それとも併設されているので1事業所とすべきか。

A 2－5 指定ごとに1事業所としてカウントするため、併設されている場合は2事業所と計算してください。効率的な運用を前提として機器を共用・流用することは差し支えありませんが、実質的には特定の事業所のみで活用されるといった、2事業所を対象に補助をした目的に反するような活用にならないようにしてください。

Q 2－6 同一法人で複数の事業所（施設）がある場合、まとめて申請できるか。

A 2－6 できません。事業所（施設）ごとに書類を作成してください。

Q 2－7 法人本部は県外だが、事業所が県内にある場合、補助対象になるか。

A 2－7 補助対象事業者は千葉県内に所在する介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業者のため、補助対象となります。

対象経費等

Q 3-1 A社の介護ソフトを導入したいが対象になるか。

A 3-1 介護ソフトの指定はありません。記録業務、情報共有業務（事務所内外の情報連携を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能であるか、カタログ等で御確認ください。

なお、疑義がある場合は県庁までカタログの写しを郵送又はメール※送付の上、御相談ください。 ※メールの受信容量は3MB程度となっています

Q 3-2 1月の包括報酬となっているサービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等）においては、サービス利用表（提供表）に訪問回数を記載するわけではないため、介護ソフトによってはサービス提供1回（1日）の記録と請求が直接リンクせず、一气通貫にすることによりサービス利用表（提供表）が見つらく業務が複雑化してしまう場合がある。このような場合でも一气通貫の要件は必要となるか。

A 3-2 包括報酬型であるなどサービス利用ごとの記録業務と請求業務が結びつかないような場合であって、記録業務と請求業務を一気通貫とすることで逆に請求業務が複雑化するような場合においては、例外的に一気通貫の要件は求めませんが、まずは、高齢者福祉課へ御相談ください。

Q 3-3 本事業で導入するタブレットを職員のシフト調整等のバックオフィス業務やオンライン面会等、一气通貫と関係ない業務に利用することは可能か。

A 3-3 一气通貫が実現できていれば、以下の形態により、補助的にバックオフィス業務やオンライン面会に利用して差し支えありません。

- ・バックオフィス業務やオンライン面会用のソフトウェアを併せて本事業で導入する
- ・本事業以外で導入したソフトウェアをインストールする

なお、バックオフィス業務やオンライン面会のみを使用する場合は、本事業の対象となりません。

Q 3－4 一気通貫の要件について、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させて結果的に一気通貫になる（転記が不要になる）場合にも対象として良いか。

A 3－4 1つのソフトでなくても、複数の介護ソフト間の連携により転記が不要になるのであれば対象とします。また、複数の介護ソフトを連携させるソフトウェアも本事業の対象として差し支えありません。

Q 3－5 本事業によって導入する介護ソフトの標準仕様や LIFE の実装が、介護事業所がソフトを導入する時期や年度内に間に合わない場合はどのように対応するのか。

A 3－5 実装状況を鑑み、各介護事業所における導入予定時期に実装が間に合わない場合は、各ベンダーによる標準仕様、LIFE への対応予定を示すカタログ等の資料により対応予定であることを確認します。

Q 3－6 オンプレの保守費用は、5年間分一括支払いにした場合、補助対象となるか。

A 3－6 本事業の補助対象となるタブレット端末等は持ち運んで使用するものを想定しており、事業所に置くパソコンやプリンターは対象外となっております。よって、オンプレミス型を導入するサーバー設置費用もそれに該当し対象外となるため、保守費用も対象外になると考えます。

Q 3－7 リプレイスする場合、既存メーカーから新規メーカーへのデータ移行が必須になりますが補助対象となるか。

A 3－7 データ移行は導入設定と考えられるので補助対象として該当します。

Q 3－8 Wi-Fi 環境構築にあたり、事前の現場調査費用や検証費用等は該当するか。

A 3－8 導入費用にあたるのであれば補助対象となります。

Q 3－9 導入役務費用（構築費用・教育費用等）は該当しますか。

A 3－9 導入設定、導入研修などの経費は補助対象となります。

「SECURITY ACTION」について

Q 4－1 「SECURITY ACTION」の自己宣言とはどのようなものか。

A 4－1 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度です。

「SECURITY ACTION」の概要説明：

<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/sa/index.html>

Q 4－2 自己宣言の対象者は？

A 4－2 中小企業、個人事業者及び中小企業と同等規模の団体等が対象です。

団体等には社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、社団法人、有限責任事業組合なども含まれます。

Q 4－3 「SECURITY ACTION」の自己宣言をするには何か手続きは必要か。

A 4－3 「SECURITY ACTION 自己宣言」に申込みください。申込方法については、「SECURITY ACTION 公式サイト」＞「SECURITY ACTION 自己宣言事業者の申込方法」より案内しています。

<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/mark/index.html>

具体的には、以下の「SECURITY ACTION 自己宣言者サイト」から「自己宣言する」ボタンより申込みください。

<https://security-shien.ipa.go.jp/security/index.html>

操作手順につきましては、『自己宣言手順マニュアル（SECURITY ACTION 新規申込み手順書）』を参照ください。

[https://security-](https://security-shien.ipa.go.jp/manual/SA%E8%87%AA%E5%B7%B1%E5%AE%A3%E8%A8%80%E6%89%8B%E9%A0%86%E6%9B%B8.pdf)

[shien.ipa.go.jp/manual/SA%E8%87%AA%E5%B7%B1%E5%AE%A3%E8%A8%80%E6%89%8B%E9%A0%86%E6%9B%B8.pdf](https://security-shien.ipa.go.jp/manual/SA%E8%87%AA%E5%B7%B1%E5%AE%A3%E8%A8%80%E6%89%8B%E9%A0%86%E6%9B%B8.pdf)

不明な点は「SECURITY ACTION セキュリティ対策自己宣言」サイトの「よくある質問」を参照ください。

<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/faq/index.html>

Q 4－4 どの時点で「自己宣言した」とみなすのか。

A 4－4 「SECURITY ACTION」の自己宣言申込後に送信される次のメールのうち、どちらか一方により自己宣言が行われたと考えてください。

①申込み後にシステムから自動送信されるメール（件名：「【SECURITY ACTION】一つ星/二つ星：自己宣言完了のお知らせ」）

②申込み後、約1～2週間後に届く申込受理メール（件名：「【SECURITY ACTION】申込受理のご連絡」）

Q 4－5 申請は法人ごとの申請ですか。又は事業所ごとの申請となるか。

A 4－5 法人単位での申請となります。ただし、法人の規模が大きい場合でそのうち数事業所のみを申請する場合は、事業所の代表者を個人事業主として申込みください。

その他

Q 4－6 見積書に消費税の記載は必要か。

A 4－6 消費税が補助対象経費に含まれないため、消費税額の記載は必要ありませんが、記載があっても消費税と本体価格が区別できる形であれば受理します。なお、補助対象経費に非課税のものがある場合は、その旨記載してください。

Q 4－7 購入する介護ソフトの到着が4月上旬になるが、補助金の対象になるか。

A 4－7 なりません。当該年度内にICTの導入及び支払が完了している必要があります。

Q 4－8 領収証の日付が令和5年4月1日になっている。

A 4－8 補助対象外となり、補助金を受けることができません。

Q 4－9 他の補助金と重複して交付を受けられるか。

A 4－9 できません。例えば、他の補助金事業において、タブレット端末を購入する場合、当該支援を受ける部分については、本事業の補助対象となりません。

Q 4－10 特養とデイサービス等複数の事業所間で兼務している場合の職員数の算定について

A 4－10 常勤換算方法により算出された人数としますが、他の職種に従事（兼務）している場合は、実際に従事する事業所の職種ごとの勤務時間数による常勤換算方法により算出し、実人数で補正してください。